

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 21 日(金)
【照会先】
埼玉労働局労働基準部賃金室
室 長 木下 勝規
地方賃金指導官 廣川 圭介
(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金は令和 8 年 10 月 1 日から 時間額 1,196 円に改正されます

埼玉県最低賃金について、本日、埼玉地方最低賃金審議会(会長 野崎 正(のざき まさし))は、令和 8 年 8 月 5 日付け答申に関する異議の申出について審議をした結果、令和 8 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当であるとの結論に達し、答申されました。

これを受けて、埼玉労働局長(田平 浩二(たびら こうじ))は、埼玉県最低賃金を、現行より 55 円引き上げ、時間額 1,196 円に改正することとしました。令和 8 年 9 月 1 日付けの官報に公示され、令和 8 年 10 月 1 日に発効する予定です。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,196 円	1,141 円	55 円	4.82%	令和 8 年 10 月 1 日(木)

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の令和 8 年 10 月 1 日からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額 1,196 円」以上の賃金を支払わなければなりません。

埼玉労働局では改正される埼玉県最低賃金を周知するため、埼玉労働局長、埼玉地方最低賃金審議会委員、労使団体関係者、管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等による「駅頭啓発行動」を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願いいたします。

取材については別紙「取材申込票」でメールまたは電話でお申し込みください。

【埼玉県最低賃金の改正に係る駅頭啓発行動】

日 時	場 所	対 応 者
令和 8 年 10月1日(木) 午前9:00～	JR大宮駅コンコース	埼玉労働局長、埼玉地方最低賃金審議会委員、労使団体関係者、さいたま労働基準監督署長、大宮公共職業安定所長ほか
令和 8 年 10月2日(金) 午前8:00～	JR熊谷駅コンコース	労働基準部長、熊谷労働基準監督署長、熊谷公共職業安定所長、熊谷市職員ほか

上記場所において、啓発品(周知用チラシ入りポケットティッシュ)配布を行います。啓発品がなくなり次第終了します。

別紙

埼玉労働局労働基準部賃金室 宛
Mail:saichin-kouhou@mhlw.go.jp
電話:048-600-6205

令和 年 月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上、令和8年9月30日(水)までにメールまたは電話
でお申し込みください

取材場所	
取材申込	会社名 : 担当者名: 電話 : Mail : 参加人数:
放送・掲載予定日	令和 年 月 日
放送番組・掲載紙名	
その他 (連絡・要望事項)	